

大津市景観計画区域内における行為の事前協議に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項の届出に係る事前協議の手続を定めることにより、良好な景観の形成を促進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保及びまちの活力向上に寄与することを目的とする。

(事前協議)

第2条 法第16条第1項の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ、当該届出に係る行為（以下、「対象行為」という。）について市長と協議しなければならない。ただし、対象行為が次に掲げるものである場合を除く。

- (1) 携帯電話等の無線通信基地局のアンテナ等の部材（以下、「アンテナ等」という。）を建築物の屋上や外壁に取付ける行為であって、当該アンテナ等の規模が取付け後の建築物全体の規模に対して極めて小規模であると認められるもの
- (2) 既存のアンテナ等の一部又は全部を形状、色彩等類似しているものに交換する行為
- (3) 電気事業者が電力供給用配電線設備として電柱を設置する行為

2 前項の協議は、対象行為の計画時に行うものとし、大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年条例第27号）第20条第1項に規定する特定事業のうち同項第3号に掲げるものに該当する場合にあっては、同条の規定による事前協議に先立って行うものとする。

3 第1項の協議は、大津市景観計画区域内行為事前協議書（様式第1号）を提出して行うものとする。

4 市長が、第1項の協議が終了したときは、前項の協議書を提出した者に対し、大津市景観計画区域内行為事前協議終了通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、同日以後に開始される事前協議について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所 〒

氏 名

電話番号

代理人 住 所 〒

氏 名

電話番号

大津市景観計画区域内における行為について、大津市景観区域内における行為の事前協議に関する要綱第 2 条第 3 項の規定により、次のとおり協議します。

行 為 の 種 類	☐ 建築物の（新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、色彩の変更） ☐ 工作物の（新設、増築、改築、移転、修繕、模様替、色彩の変更） ☐ 都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為 ☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ☐ 木竹の伐採 ☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ☐ 水面の埋立て又は干拓		
行 為 の 場 所	所 在 地	大津市	
	景観構成要素		
	地 区		
	景観エリア・ 景観重点地区		
	眺望景観保全地域・ 対岸眺望景観保全地域		
	用 途 地 域	容 積 率	%
設 計 又 は 施 行 方 法	行為の種類ごとの「計画書」の該当項目に記入		
行 為 の 期 間	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
設計者の住所及び氏名	住 所 氏 名 (電話番号)		
工事施行者の住所及び氏名	住 所 氏 名 (電話番号)		

備考 1 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 該当する□にレを記入してください。

大津市景観計画区域内行為事前協議終了通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付けで協議のあった大津市景観計画区域内における行為に係る事前協議については、協議が終了しましたので、大津市景観計画区域内における行為の事前協議に関する要綱第 2 条第 4 項の規定により通知します。

届 出 者	
代 理 人	
設 計 者	
工 事 施 行 者	
行 為 の 種 類	
行 為 の 場 所	
行 為 予 定 期 間	
指 導 事 項	
そ の 他	